特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	介護保険事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
壬生町は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
壬生町長

公表日
令和7年3月24日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	保険給付管理上の給付履歴、限度額管理、保険料賦課徴収に関する事務
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名
保険給付ファイル・保険料納付管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第100項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第100項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部健康福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	壬生町役場　総務部総務課　文書法規係 郵便番号：321－0292 住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号：0282－81－1806　FAX：0282－82－8262

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	壬生町役場　総務部総務課　文書法規係 郵便番号：321－0292 住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号：0282－81－1806　FAX：0282－82－8262

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを用いた情報照会を行う際には、氏名、住所、生年月日、性別の4情報や介護保険被保険者番号などの確認も行うことで、本人の情報であることの確認を徹底している。また、紙の書類を扱う場合も、同一人の書類をまとめる際には、これらの項目を確認することで、他人の書類が混じることのないようにしている。これらより、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号を扱う職員は定期的にマイナンバー制度についての研修を受講しており、研修の最後には理解度の確認を行うテストを受験しているため、従業員に対する教育・啓発は十分であると考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	5．② 所属長	健康福祉課長 臼井 浩一	健康福祉課長 伊澤 隆	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ-5．① 部署	民生部健康福祉課	住民福祉部健康福祉課	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ-5．② 所属長	課長	課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-1．対象人数-いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	閾値に変更なし
平成31年4月1日	Ⅱ-2．取扱者数-いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	閾値に変更なし
平成31年4月1日	Ⅳ リスク管理	新様式変更により追加	新様式変更により追加	事後	
令和1年5月14日	Ⅰ-4．②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の93,94の項	番号法第19条7号、別表第二の93,94の項	事後	
令和1年5月14日	Ⅱ-1．対象人数-いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和1年5月14日	Ⅱ-2．取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和2年3月16日	Ⅰ-4．②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の93,94の項	番号法第19条7号、別表第二の93,94の項	事後	
令和2年3月16日	Ⅱ-1．対象人数-いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和2年3月16日	Ⅱ-2．取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和3年3月15日	Ⅱ-1．対象人数-いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和3年3月15日	Ⅱ-2．取扱者数-いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和3年7月21日	Ⅰ-4法令上の根拠	番号法第19条8号及び別表第二	番号法第19条8号及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う修正
令和4年8月19日	Ⅰ-3．法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一68項	番号法第9条第1項、別表第一68項	事前	
令和4年8月19日	Ⅰ-4．②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二93項、94項	番号法第19条8号、別表第二93項、94項	事前	
令和4年8月19日	1-5．①部署	住民福祉部健康福祉課	住民福祉部健康福祉課	事後	
令和4年8月19日	1－7．請求先	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和4年8月19日	1－8．連絡先	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和5年11月16日	Ⅱ-1．対象人数-いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和5年11月16日	Ⅱ-2．取扱者数-いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和7年3月24日	Ⅰ-3．法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一68項	番号法第9条第1項、別表第100項	事後	
令和7年3月24日	Ⅰ-4．②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二93項、94項	番号法第19条8号、別表第100項	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ-1．対象人数-いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和7年3月24日	Ⅱ-2．取扱者数-いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和7年3月24日	8．人手を介在させる作業	-	十分に行っている	事後	
令和7年3月24日	8．人手を介在させる作業-判断の根拠	-	マイナンバーを用いた情報照会を行う際には、氏名、住所、生年月日、性別の4情報や介護保険被保険者番号などの確認も行うことで、本人の情報であることの確認を徹底している。また、紙の書類を扱う場合も、同一人の書類をまとめる際には、これらの項目を確認することで、他人の書類が混じることのないようにしている。これらより、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。	事後	
令和7年3月24日	11．最も優先度が高いと考えられる対策	-	10）従業員に対する教育・啓発	事後	
令和7年3月24日	11．最も優先度が高いと考えられる対策-当該対策は十	-	十分である	事後	
令和7年3月24日	11．最も優先度が高いと考えられる対策-判断の根拠	-	個人番号を扱う職員は定期的にマイナンバー制度についての研修を受講しており、研修の最後には理解度の確認を行うテストを受験しているため、従業員に対する教育・啓発は十分であると考える。	事後	